



30% Club Japan Investor Group: *Statement of Intent*

2019年5月

私たちはアセットオーナー、アセットマネジャーとして、顧客の資産運用に関する受託者責任を有しています。日本版スチュワードシップ・コードの例にもみられる通り、私たちがオーナーとしての責任を果たすことに対する期待は高まってきています。そうした責任のひとつに、投資先企業の取締役会、及びシニアマネジメントの評価があります。

適切なジェンダーバランスが実現され、多様なスキルや経験を持つメンバーで構成されている取締役会は、投資家によりよい成果をもたらします。実際に、多くの調査結果は取締役会、及びシニアマネジメントの両方におけるジェンダーダイバーシティと企業のパフォーマンスには正の相関関係があることを報告しています。更に、取締役会におけるジェンダーダイバーシティは日本版コーポレート・ガバナンス・コードでも、取締役会の有効性を確保するための前提条件のひとつとされています。

30% Club Japan と共に創設された 30% Club Japan Investor Group (“Investor Group”) は、アセットオーナー、アセットマネジャーから成るグループで、投資先企業の取締役会に対して、組織のあらゆる層におけるジェンダーダイバーシティとジェンダー平等を促進するためのベストプラクティスを提供し、協力することを目的としています。

本 **Statement of Intent** の目的は、長期的に持続可能な取締役会におけるジェンダーダイバーシティの実現に向け、確実に結果を出していくという、Investor Group メンバーの強いコミットメントを表明することです。

目標

Investor Group は、2020年をめぐりに TOPIX100 企業の取締役会における女性の割合を最低でも 10%に引き上げること、そして 2030年をめぐりにこれを 30%に引き上げることコミットします。Investor Group は、30% Club Japan の総合的な目的に沿って目標を追加設定することも検討します。私たちは透明性を高めるため、取締役会におけるジェンダーダイバーシティの状況について投資家に適宜共有し、設定したゴールに対する進捗状況を報告していきます。

投資先企業の情報開示について

Investor Group は、受託者としての責任を果たすために、取締役会が取締役、及びシニアマネジメントにふさわしい候補者を選任するプロセスを含め、投資先企業のコーポレート・ガバナンスの問題について積極的に関与していきます。投資家の方々に、投資先企業のダイバーシティ推進に関する方針について理解を深めていただくために、投資先企業を訪問し、取締役会だけではなく、あらゆるマネジメントレベルにおけるジェンダーダイバーシティの状況をモニタリングし開示します。私たちはこのように透明性と説明責任を向上させることで、適性を持つ女性取締役候補者のパイプラインを強化できるものと考えています。

投資先企業との対話

Investor Group は、長期投資家として、投資先企業との対話にあたり、受託者責任の優先課題としてジェンダーダイバーシティを位置づけることにコミットします。私たちは変化を促進し、この重要課題の進捗をモニタリングするために、取締役会やシニアマネジメントと建設的に対話を行います。また Investor Group は、投資先企業との対話の基礎を築くことに加え、より広範囲のステークホルダーと対話をしていくことも検討します。

オーナーもしくは受託者としての責任

投資家には、ジェンダーダイバーシティに関連する目標を達成するための手段がいくつかあります。Investor Group のメンバーは取締役や監査役の選任・再任議案に対して反対票を投じることができます。特に、取締役会のジェンダーダイバーシティが進む兆候が一向に見られないときや、取締役会と対話を行ったにも関わらず、満足のいく成果が得られていない場合などにも、議決権を行使することができます。

報告

Investor Group は、定期的に進捗状況を報告します。私たちの投資先企業との対話と、議決権行使行動について報告し、加えてジェンダーダイバーシティ促進のベストプラクティスを適用することで、素晴らしい変化を実現した投資先企業の実例を共有します。また、設定した目標に対する進捗状況も報告します。

法令等の遵守

Investor Group は、守秘義務及び関連する独占禁止法の規定並びに精神を厳格に遵守することを約束します。Investor Group は、いかなる場合においても、明示的であれ、黙示的であれ、競合企業間で競争を制限する虞のある合意をしたり、競争に影響をあたえる事柄について独立したビジネス上の判断を阻害する手段として、利用されるものではありません。Investor Group の活動に関与するにあたり、各メンバーは、投資先企業の機密情報、機密情報として取り扱われる場合は議決権行使の内容や競争の要素を含む事柄を競合他社と共

有することは禁止されています。また、各メンバーは、守秘義務及び独占禁止法に関連する事柄も含め、その単独の判断において、自らの社内ポリシー及び手続きに従い行動するものといたします。

なお、公的な機関は、法令の制約の範囲内でベストエフォートで取り組むこととする。